

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月 28日	
久留米市長 殿	
提出者	
住所	熊本県合志市福原3122-10
氏名	株式会社大晶 代表取締役 星山昌岐
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号	096-248-7300
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社大晶
事業場の所在地	久留米市内現場
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	職別工事業
② 事業の規模	完成工事高907,325,000円（令和6年1月決算）
③ 従業員数	52名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事⇒廃棄物の発生⇒収集運搬⇒中間処理業者、最終処分業者 処分場に処理を委託する場合は、産業廃棄物処理委託契約書を交わし、マニフェスト伝票により適正な処理を行う。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙①のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
解体工事の際、分別を行い、リサイクルできる廃棄物に関しては中間処理するよう心掛けた。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
受注件数により廃棄物の量は変動するが、工事において、埋め立ての処分量を減らし、今まで以上に分別の徹底を行う。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建物の解体工事時に発生するコンクリートがら、アスファルトがら、 その他がれき類、金属くず、木くず、廃プラスチック類、石膏ボード 等
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建物の解体工事時に発生するコンクリートがら、アスファルトがら、 その他がれき類、金属くず、木くず、廃プラスチック類、石膏ボード 等を今まで以上に現場での分別を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 実施なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 実施なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
実施なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
実施なし			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

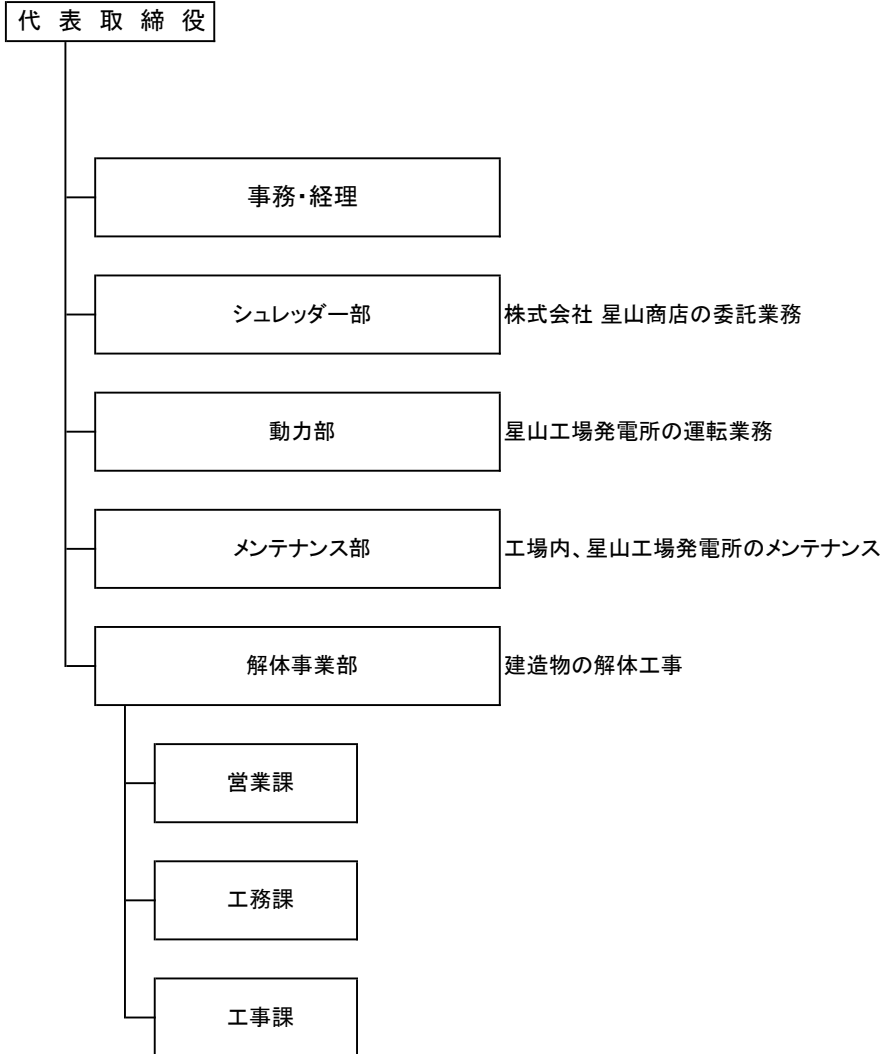
①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	優良認定処理業者や再生利用業者への持ち込み量を増やすように努めた。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<p>全体の中で、再生利用業者(優良認定処理業者)への持ち込み量の割合を増やすようにしてリサイクル率を向上させる。</p>			
※事務処理欄			

第 2 面 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 について

(管理体制図)

株式会社 大晶



- ・動力部において発電効率の向上、安定的な発電の運転等を行う。
- ・解体事業部において営業・工務・工事・協力会社等と連携し廃棄物の適正処理を行う。
- ・法律に基づく廃棄物の適正な処理をするよう、解体工事において工務課は
工事課・協力会社に指示する。
- ・発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し
従業員等に定期的に教育・研修等を行う。
- ・熊本県、産廃協会、又は関連団体等が行う講習会に参加させる。
- ・毎月1回勉強会を行い、廃棄物の処理方法や関連法令について周知徹底を計る。

産業廃棄物処理計画書内訳(前年度(令和5年度)実績)

(単位:トン)

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出に関する事項	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	排出量	自ら再生利用を行った量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量した量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃プラスチック	10.95	0	0	0	0	10.95	10.95	0.00	0	0
紙くず	0.30	0	0	0	0	0.30	0.30	0.00	0	0
木くず	312.98	0	0	0	0	312.98	296.27	16.71	0	0
繊維くず	4.52	0	0	0	0	4.52	4.52	0.00	0	0
石綿含有廃棄物	14.17	0	0	0	0	14.17	14.17	0.00	0	0
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	122.57	0	0	0	0	122.57	122.57	0.00	0	0
金属くず	0.00	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0	0
水銀使用製品	0.00	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0	0
がれき類	1,082.56	0	0	0	0	1,082.56	224.07	858.49	0	0
混合廃棄物	0.00	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0	0
管理型混合廃棄物	4.86	0	0	0	0	4.86	4.86	0.00	0	0
合計	1,552.91	0.00	0.00	0.00	0.00	1,552.91	677.71	875.20	0.00	0.00

産業廃棄物処理計画書内訳(今年度目標値)

(単位:トン)

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出に関する事項	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	排出量	自ら再生利用を行う量	自ら熱回収を行う量	自ら中間処理により減量する量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃プラスチック	10.00	0	0	0	0	10.00	10	0	0	0
紙くず	0.30	0	0	0	0	0.30	0	0	0	0
木くず	300.00	0	0	0	0	300.00	300	0	0	0
繊維くず	4.00	0	0	0	0	4.00	4	0	0	0
石綿含有廃棄物	10.00	0	0	0	0	10.00	10	0	0	0
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	120.00	0	0	0	0	120.00	120	0	0	0
金属くず	0.00	0	0	0	0	0.00	0	0	0	0
水銀使用製品	0.00	0	0	0	0	0.00	0	0	0	0
がれき類	1,000.00	0	0	0	0	1,000.00	300	700	0	0
混合廃棄物	0.00	0	0	0	0	0.00	0	0	0	0
管理型混合廃棄物	3.00	0	0	0	0	3.00	3	3	0	0
合計	1,447.30	0.00	0.00	0.00	0.00	1,447.30	747.31	703.00	0.00	0.00

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。